

* 医師でない者が診療所を開設する場合

事 案	申請・届の種類	必要書類等	提出期限
医師でない者が診療所を開設する場合	診療所開設許可申請	・周囲見取り図 ・敷地平面図 ・建物平面図 ・開設者が法人である場合は、定款、寄附行為又は条例 ・手数料19,000円	事前
診療所に収容施設を設置(変更)する場合	診療所病床設置(変更)許可申請(届)	・平面図	事前
収容施設を有する診療所の施設を使用する場合	病院(診療所、助産所)使用許可申請	手数料 23,000円 (自主検査適用の場合 9,000円)	事前
診療所を開設した場合	病院(診療所)開設届	・医師、歯科医師又は薬剤師については免許証及び写し	開設後10日以内
管理者が2か所以上の病院、診療所を管理する場合	病院(診療所)2か所(以上)管理許可申請	・管理者にする者の免許証及び写し ・履歴書 ・両医療機関の開設者が異なる場合は、現に勤務している病院(診療所)開設者の管理承諾書	事前
次の事項を変更する場合 1. 開設の目的、維持の方法 2. 従業員の定員 3. 敷地面積、平面図 4. 建物構造、設備の概要、平面図 5. 患者収容定員	病院(診療所)開設許可事項中一部変更許可申請	3. 4を変更する場合は平面図	事前
次の事項を変更した場合 1. 開設者住所、氏名 2. 名称 3. 所在地の表示 4. 診療科名 5. 管理者住所、氏名 6. 法人開設の場合は定款、寄附行為、条例	病院(診療所)開設許可(届出)事項中一部変更届	5を変更したときは免許証及び写し、履歴書	変更後10日以内
診療所を休止し、再開又は廃止した場合	病院(診療所、助産所)休止(廃止、再開)届	廃止の場合は開設許可証、変更許可証、使用許可証を添付	発生後10日以内
開設者が死亡し又は失そう宣告を受けた場合	病院(診療所、助産所)開設者死亡(失そう)届	死亡診断書又は戸籍謄(抄)本	死亡(宣告)後10日以内